

不動産登記に関する事務の一部の停止について

土地改良事業に係る換地処分の公告がされたことに伴い、下表の地域について、事業の登記が完了するまでの間は、不動産登記事務の処理ができません。

これにより、対象地域の不動産を目的にした各種登記申請は、令和6年2月20日から事業の登記が完了するまでの間は、原則として、受理することができませんので、御注意願います。

また、事業の対象地域内の不動産について、事業の登記が完了するまでの間は、登記事項証明書、要約書、地図の写し等の発行事務を停止しますので、御注意願います。

御不明な点は、管轄登記所にお尋ねください。

仙台北法務局

処理期間	対象地域名	事務停止の理由
令和6年2月20日から 令和6年9月30日まで (予定)	加美郡色麻町字下川原 向の全部 加美郡色麻町米泉字福 田南、字新福田、字長 谷川の全部 加美郡色麻町高城字福 田前、字新岡、字八幡、 字新八幡、字新稲荷、 字沼袋、字新沼袋、字 谷地、字新谷地、字土 手、字八幡岱、字稲荷、 字細田、字館、字伊勢 堂、字新伊勢堂の各一 部	土地改良事業

加美郡加美町高城字福 田前、字新岡の全部 加美郡加美町米泉字新 福田、字福田南、字長 谷川の各一部
